

特別工業地区内の建築制限

岩沼市では、建築基準法（昭和25年法律第201号）第49条第1項の規定に基づく岩沼市特別工業地区建築条例（昭和60年条例第5号）により、下記の地区内では、工業専用地域の用途制限のほか、次の用途の建築物の制限又は禁止を行っております。

ただし、市長が特別用途地区の目的を損なう恐れがないと認めたとき、又は公益上やむを得ないと認めたときは建築ができます。

- 1 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の火薬類（がん具煙火を除く。）の製造
- 2 塩素酸塩類、過塩素酸塩類、硝酸塩類、黄りん、赤りん、硫化りん、金属カリウム、金属ナトリウム、マグネシウム、過酸化水素水、過酸化カリ、過酸化ソーダ、過酸化バリウム、二硫化炭素、メタノール、アルコール、エーテル、アセトン、酢酸エステル類、ニトロセルローズ、ベンゾール、トルオール、キシロール、ピクリン酸塩類、テレピン油又は石油類の製造
- 3 マッチの製造
- 4 セルロイドの製造
- 5 ニトロセルローズ製品の製造
- 6 ビスコース製品の製造
- 7 合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造（うるし又は水性塗料の製造を除く。）
- 8 引火性溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造
- 9 乾燥油又は引火性溶剤を用いる擬革紙布又は防水紙布の製造
- 10 木材を原料とする活性炭の製造（水蒸気法によるものを除く。）
- 11 石炭ガス類又はコークスの製造
- 12 圧縮ガス又は液化ガスの製造（製氷又は冷凍を目的とするものを除く。）
- 13 塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、リン酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、せんたくソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸蒼鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、砒素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、クロールズルホン酸クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナル、グリセリン、イヒチオールズルホン酸アンモン、酢酸、石炭酸、安息香酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスピリン又はグアヤコールの製造
- 14 たんぱく質の加水分解による製品の製造
- 15 油脂の採取、硬化又は加熱加工（化粧品の製造を除く。）
- 16 ファクチス又は合成樹脂の製造
- 17 肥料の製造
- 18 製紙（手すき紙の製造を除く。）又はパルプの製造
- 19 製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製
- 20 アスファルトの精製
- 21 アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸溜産物又はその残りかすを原料とする製造
- 22 動物の臓器又ははいせつ物を原料とする医薬品の製造

